

令和9年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	5	府省庁名	環境省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他 （ ）		
要望項目名	税制全体のグリーン化の推進		
要望内容（概要）	2025年2月18日に閣議決定された「地球温暖化対策計画」や、同日に我が国が国連気候変動枠組条約事務局へ提出した新たな削減目標（NDC）においては、2050年ネット・ゼロの実現に向け、2013年度比で2035年度60%減、2040年度73%減という目標が設定されたところであり、これらの削減目標の達成に向けて、あらゆる分野での取組の推進が必要である。 また、「第六次環境基本計画」（令和6年5月21日）に基づく、持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築を通じた「循環共生型社会」の実現に向けて、企業や国民一人一人を含む多様な主体の行動に環境配慮を織り込み、環境保全のための行動を一層促進するために、以下のとおり、幅広い環境分野において税制全体のグリーン化を推進する。 （地球温暖化対策） ○ 税制全体のグリーン化 平成24年10月から施行されている「地球温暖化対策のための税」を着実に実施し、省エネルギー対策、再生可能エネルギー普及、化石燃料のクリーン化・効率化などのエネルギー起源二酸化炭素排出抑制の諸施策に充当する。また、揮発油税等に関しては、「当分の間税率」の廃止に伴い、諸条件に大きな変動がない場合には、二酸化炭素排出量が増加し、我が国が国際社会に対し掲げる温室効果ガス削減目標（NDC）の着実に達成に支障をきたすおそれがある。租税特別措置法及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第81号）附則第6条や令和8年度与党税制改正大綱を踏まえ、「道路及びこれに関連する社会資本の保全の重要性、物価の動向等並びに温室効果ガスの排出の量の削減等に関する目標」との関係にも留意しつつ、安定財源を確保するための具体的な方策について検討するに当たっては、中東情勢の影響を見極めつつ、排出量の削減につながるよう、税制のグリーン化を図られることを求める。 （自動車環境対策） ○ 令和8年度与党税制改正大綱を踏まえ、地球温暖化対策・公害対策の一層の推進の観点から、車体課税のグリーン化を推進する。また、利用段階における負担の適正化に向けた課税並びに自動車税及び軽自動車税の在り方については、「2050年カーボンニュートラル」目標の実現に積極的に貢献するものとなるよう所要の措置を求める。加えて、自動車重量税の見直しを行う場合には、公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号）附則第9条に基づき、自動車重量税の収入見込額の一部が公害健康被害補償等の財源に充てられてきた実績と、自動車重量税が汚染原因者負担による公害健康被害補償等の安定財源として果たしてきた役割を踏まえ、引き続き、これを自動車重量税から引き当てることを求める。 （再生可能エネルギー発電所への地方税課税に関する事業活動の実態を踏まえた方策の検討） ○ 地域に裨益した再エネ導入を進める観点から、太陽光、風力等の再エネ発電所に対する法人事業税及び法人住民税の課税に関し、立地地域における事業活動の実態を踏まえた方策についての検討を求める。		
関係条文	—		
減収見込額	[初年度] — (—) [平年度] — (—) [改正増減収額] — (単位：百万円)		

要望理由	(1) 政策目的 自然再興、炭素中立、循環経済など幅広い環境分野において税制全体のグリーン化を推進し、環境の観点から公平で効率的な税制を実現することにより、持続可能な社会の構築の推進を図る。 (2) 施策の必要性 第六次環境基本計画で、「目指すべき持続可能な社会の姿、循環共生型社会を実現するため、環境・経済・社会の統合的向上の高度化に向け、ネット・ゼロ、循環経済、ネイチャーポジティブ等といった個別分野の環境政策を統合的に実施し、相乗効果（シナジー）を発揮させ、経済社会の構造的な課題の解決にも結びつけていく。」とされており、持続可能な社会を構築する観点から、自然再興、炭素中立、循環経済など幅広い環境分野において税制全体のグリーン化を推進し、環境の観点から公平で効率的な税制を実現する必要がある。 とりわけ地球温暖化対策については、地球温暖化対策計画において、「環境関連税制等のグリーン化については、2050 年ネット・ゼロの実現に向けた重要な施策である。このため、環境関連税制等の環境効果等について、諸外国の状況を含め、総合的・体系的に調査・分析を行うなど、地球温暖化対策に取り組む。」こととされた。我が国及び諸外国において各種施策の実践の蓄積や教訓があることを踏まえながら、税制全体のグリーン化を推進していくことが重要である。 また、同計画では、地球温暖化対策のための税について、「2012 年 10 月から施行されている地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例の税収を活用して、各省が連携して縦割りを排しつつ、事業の特性に応じて費用対効果の高い施策に重点化するなど、ワイズスペンディングを強化しながら、省エネルギー対策、再生可能エネルギー普及、化石燃料のクリーン化・効率化などのエネルギー起源二酸化炭素排出削減の諸施策を着実に実施していく。」とされており、その税収の有効活用に取り組む必要がある。
本要望に対応する縮減案	—

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	9. 環境・経済・社会の統合的向上及び環境政策の基盤整備 9-1. 経済のグリーン化の推進
		政策の達成目標	自然再興、炭素中立、循環経済など幅広い環境分野において税制全体のグリーン化を推進し、環境の観点から公平で効率的な税制を実現することにより、持続可能な社会の構築の推進を図る。
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	我が国においては、これまでの環境関連税制が二酸化炭素排出抑制等に相応の効果を有していることに加え、エネルギー起源二酸化炭素排出抑制のための地球温暖化対策のための税の導入や、車体課税のグリーン化等の措置が講じられてきた。 しかしながら、国際的には、我が国の環境関連税制による負担水準は必ずしも高いとは言えないこと、我が国の炭素等に係る税率は依然として低いこと、更には欧州における国境炭素調整措置等の様々な議論があること等を踏まえれば、税制全体のグリーン化に向けた更なる検討が必要である。
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	税制全体のグリーン化は、税制を環境負荷に応じたものとするすることで、環境負荷の抑制に向けた経済的インセンティブを働かせるなど、持続可能な社会を実現する上で有効な政策ツールである。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	ポリシーミックスの考え方に沿って、効果の最大化を図りつつ、国民負担や行財政コストを極力小さくすることに留意しながら、税制全体のグリーン化を推進する。

これまでの 税負担軽減 措置等の 適用実績 と効果に 関連する 事項	税負担軽減措置等の 適用実績	—
	「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績	—
	税負担軽減措置等の適 用による効果（手段と しての有効性）	—
	前回要望時の 達成目標	—
	前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由	—
これまでの要望経緯		平成 17 年度～令和 8 年度税制改正要望において、毎年度関連要望を提出。